

## ○運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要綱の制定について

昭和43年3月11日

例規第8号県警察本部長

本部、部・課・官・隊・校長

警察署長

次のとおり運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要綱を定めたから、運用にあたり誤りのないようになされたい。

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2に定める運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止及び法第107条の5第10項に定める自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転の禁止（以下「仮停止等」という。）の事務について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 基本的留意事項

- 警察署長又は警察本部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、仮停止等は、法第103条の2第1項各号に掲げる交通事故を起こした者を早急に道路上から排除するため緊急に行う処分であるので、仮停止等を行う必要があると認められる交通事故が発生したときは、その真相の究明を迅速かつ適正に行い、事実誤認等により、後日紛議を起こすことのないようにしなければならない。
- 署長等は、仮停止等を行つた者について、当該仮停止等の期間内に法第103条に定める免許の取消し若しくは免許の効力の停止又は法第107条の5第1項に定める自動車等の運転の禁止（以下「本処分」という。）が行われるよう、自動車運転者等の行政処分取扱規程（昭和44年長野県公安委員会規程第3号）の定めるところにより、おおむね当該交通事故発生後（ひき逃げ事件については被疑者の検挙後）48時間以内に本処分に必要な関係書類を作成しなければならない。

### 第3 対象事故の捜査等

- 署長等は、仮停止等を行う必要があると認められる交通事故が発生したときは、速やかに当該交通事故現場に臨場し、事故原因の把握に努め、実況見分等の結果により仮停止等を相当と認めたときは、直ちに迅速かつ確実な捜査を行わなければならない。ただし、署長等がやむを得ない事情により自ら臨場できないときは、交通課長等責任ある幹部を必ず臨場させるものとする。
- 当該交通事故を起こした者がその事実を認めないときは、将来不服申立て又は行政訴訟によって争われる場合が多いので、本人の自供以外の証拠を収集し、立証が十分できるよう努めなければならない。
- 当該交通事故の被害の程度又は責任の度合いが軽微で、明らかに軽い本処分に相当すると認められる事案については、仮停止等は行わず、速やかに本処分が行われるよう上申しなければならない。
- 当該交通事故を起こした者が負傷又は病気等のため、明らかに仮停止等の期間内自動車等を運転することができないと認められる場合は、仮停止等は行わず、速やかに本処分が行われるよう上申しなければならない。

### 第4 仮停止等を受ける者の車両

- 署長等は、仮停止等を受けることとなる者の運転した車両を事故現場から警察署その他の保管場所に移動する場合等にあつては、必ず仮停止等を受けることとなる者以外の者に運転させなければならない。
- 署長等は、あらかじめ仮停止等を受けることとなる者の運転した車両を一時保管する場所を定めておかななければならない。

### 第5 報告

署長等は、仮停止等の対象事案であると認めるときは、警察本部運転免許本部東北信運転免許課長（以下「東北信運転免許課長」という。）と協議の上、当該処分を決定するものとし、仮停止等事案発生即報（様式第1号）により東北信運転免許課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

## 第6 意見の聴取の通知

- 1 東北信運転免許課長は、第5の報告を受理したときは、次に掲げるところにより処理するものとする。
  - (1) 当該交通事故が、法第104条（法第107条の5第4項において準用する場合を含む。）に定める意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を必要とし、かつ、交通事故を起こした者の住所地が長野県内にあるときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を署長等に通知する。
  - (2) 当該交通事故が意見の聴取を必要とし、かつ、交通事故を起こした者の住所地が他の都道府県にあるときは、当該住所を管轄する公安委員会に、当該交通事故の概要及び仮停止等を必要とする理由を連絡するとともに、意見の聴取の期日及び場所の指定を求め、指定された意見の聴取の期日及び場所を署長等に通知する。
- 2 署長等は、1の通知により、意見の聴取通知書を作成し、第7に規定する処分通知書を交付する際、併せて交付し、非処分者から受領書を徴しておかなければならない。
- 3 東北信運転免許課長は、長野県内に住所を有する者が他の都道府県の署長等により仮停止等を受けたときは、仮停止等をした署長等に対し、意見の聴取の期日及び場所を連絡し、意見の聴取通知書の交付を依頼するものとする。

## 第7 仮停止等

署長等は、仮停止等をするときは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）に規定する仮停止処分通知書又は仮禁止処分通知書（以下「処分通知書」という。）を交付し、運転免許証を提出させて当該処分を執行した上、法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）に定める弁明の機会の付与について、次に掲げる事項を教示するものとする。

- (1) 弁明は、特別な事情のない限り警察署（警察本部高速道路交通警察隊にあっては本隊）で行うこと。
- (2) 弁明は、あらかじめ指定した日までの間に行うこと。
- (3) 弁明は、口頭による弁明に代えて、弁明書を提出して行うことができること。
- (4) 弁明は、仮停止等を受けた者の代理人によってもできること。

## 第8 免許証等の提出

署長等は、法第103条の2第3項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定により、運転免許証、国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「免許証等」という。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を教示するとともに、他の都道府県に住所地を変更した旨の申出を受けたときは、東北信運転免許課長に即報するものとする。

- (1) 仮停止等の期間内に本処分が行われなかったときは、警察本部運転免許本部東北信運転免許課北信運転免許センター又は中南信運転免許課中南信運転免許センターにおいて免許証等を返還すること。
- (2) 仮停止等の期間内に他の都道府県に住所地を変更した場合には、速やかに規則第20条に規定する運転免許証記載事項変更届（国際運転免許証又は外国運転免許証にかかるものにあつては、住所地を変更した旨）を仮停止等をした署長等に提出（通知）すること。

## 第9 弁明

- 1 署長等は、法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）に定める弁明において、仮停止等を受けた者又はその代理人（以下「弁明者」という。）から口頭による弁明が行われたときは、警部以上の階級にある警察官又は交通専務の警部補以上の警察官を指名し、別に定める弁明調書を作成させなければならない。
- 2 署長等は、指名した警察官が弁明を録取した場合には、速やかにその内容を署長等に報告させな

ればならない。

- 3 署長等は、弁明者の弁明内容を審査し、仮停止等を行うことが適当でないとしたときは、東北信運転免許課長に連絡し、当該仮停止等を取り消すものとする。
- 4 署長等は、3により仮停止等を取り消したときは、提出された免許証等を返還し、受領書を徴しておかなければならない。

#### 第10 書類の送付

- 1 署長等は、仮停止等をしたときは、次に掲げる書類を東北信運転免許課長に送付しなければならない。ただし、仮停止等をした者の住所地が他の都道府県にあるときは、東北信運転免許課長を経由して、当該住所地を管轄する公安委員会に対し送付するものとする。
  - (1) 提出された免許証等
  - (2) 法第103条の2第4項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）に規定する仮停止通知書又は仮禁止通知書
  - (3) 意見の聴取通知書の副本
  - (4) 弁明書又は弁明調書
  - (5) 実況見分調書の写し
  - (6) 当該処分を受けた者及び関係者の供述調書の写し
  - (7) 診断書又は検案書の写し
  - (8) 捜査報告書の写し
  - (9) その他参考となる交通事故現場の写真等
- 2 署長等は、仮停止等をした日からおおむね3日以内に1の送付を行うこととし、他の都道府県公安委員会に送付する場合は、原則として当該事故にかかる意見の聴取の期日の5日前までに到着するよう書留速達郵便により所定の期日までに送付しなければならない。ただし、送付することが困難と認められるときは、意見の聴取に必要な事項を電話等により即報するなど適宜な措置を講ずるものとする。

#### 第11 移送

署長等は、仮停止等を受けた者が、仮停止等の期間内に他の都道府県公安委員会に住所を変更した場合は、第8の(2)の提出又は通知のあつたときに限り、法第103条の2第5項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）に定める移送を行うものとする。

#### 第12 免許証等の返還

東北信運転免許課長は、法第107条第4項又は第107条の5第6項の規定により免許証等を返還するときは、受領書を徴してその取扱いの経過を明らかにしておかなければならない。

(表)

仮停止等事案発生即報																						
発信年月日		年 月 日 前 時 分 後																				
発信者		発信取扱者			仮停止事案取				事件番号													
受信者		受信取扱者			級警察署名																	
被 処 分 者	①本籍																					
	②住所																					
	③氏名					男		年 月 日生														
氏名コード		④性別			女		⑤生年月日 ( 歳)															
⑥ 種類		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	大	中	準	普	⑧ 本質	課別
		型	型	型	通	特	二	自	二	特	付	引	型	型	通	特	引	型	型	通		
⑦免許証		第 年 月 日			号				公安委員会交付								課別					
処 分 理 由																						
⑨発生日時		年 月 日 前 時 分頃 後																				
⑩発生場所												路線名										
⑪違反行為 違反(法第 条第 項第 号、法第 条第 項第 号)																						
⑫事故の形態																						
⑬ 事故原因 となった違反行為の内容及び事故の概況 (目撃者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)																						
被 害 者	⑭生年月日		大・昭・平 年 月 日生 ( 歳)												⑮性別 男 女							
	⑯被害者の状態		□歩行者□同乗者□被害車両の運転者□被害車両の同乗者□その他( )																			
⑰被害状況		死亡	負傷		治療日数		物損(車両、室屋、その他)				⑱不注意の程度		重	軽								
			重傷	軽傷									い	い								
⑲過去1年以内の行政処分歴		処分年月日			処分日数		処分種別		短縮日数													
		. . .			日				日													
		. . .			日				日													
		. . .			日				日													

(裏)

㊦ 身柄措置	<input type="checkbox"/> 身柄不拘束 <input type="checkbox"/> 現行犯逮捕 <input type="checkbox"/> 通常逮捕 <input type="checkbox"/> 緊急逮捕									
	逮捕日時	年 月 日	前後 時 分	送致時における身柄措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	釈放日時	年 月 日	前後 時 分							
21 事故時免許証携帯の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
22 仮停止の期間	月 日から 月 日まで ( 日間)									
備考										
発信年月日	年 月 日 前・後 時 分									
発信者		受信者								
<p>意見の聴取の通知方依頼について 通報のあった事案に係る意見の聴取は、次の意見の聴取通知書のとおり行うことに決定しましたので、貴警察署長において通知方お願いします。</p> <p style="text-align: right;">第 号 意見の聴取通知書 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">取消し</p> <p>あなたに対する下記の理由による免許の に係る 効力の停止 の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td>処分をしようとする理由</td><td></td></tr><tr><td>意見の聴取の期日</td><td>年 月 日 時 分から</td></tr><tr><td>意見の聴取の場所</td><td></td></tr></table> <p>備考1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出して下さい。 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。</p>					処分をしようとする理由		意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から	意見の聴取の場所	
処分をしようとする理由										
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から									
意見の聴取の場所										

意見の聴取通知書

年 月 日

殿

印

あなたに対する下記の理由による免許の <sup>取消し</sup> に係る <sup>効力の停止</sup> の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。  
記

処分をしようとする理由	
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分 から
意見の聴取の場所	

- 備考1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出して下さい。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 出席の際は、この通知書を持参してください。

交付担当者階級氏名